

資料 1

諮問書（写）

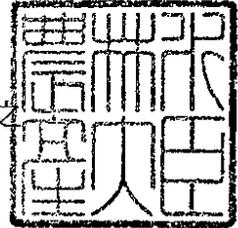


16生産第404号

平成16年4月21日

農業資材審議会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之



種苗法第2条第6項の規定による重要な形質の指定について（諮問）

種苗法（平成10年法律第83号）第2条第6項の規定により、別紙のとおり農林水産植物についての重要な形質を指定したいので、同項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

重要な形質 (案)

が今回追加指定を求め重要な形質

区分	重要な形質
重要な形質	<p>すぎ等</p> <p>一 樹姿</p> <p>二 幹の通直性、幹の完満性、幹の真円性、材の色、繊維配列、繊維の長さ、もくの形、樹脂の多少、材の比重、樹皮の色、樹皮の厚さ及び樹皮のき裂紋様</p> <p>三 枝の太さ、枝の長さ、枝角及び枝付き密度</p> <p>四 きゅう果の形、きゅう果の大きさ、きゅう果の色及び雌花の色</p> <p>五 成長性、発根性、結実性、自然落枝性、耐寒性、耐雪性、耐陰性、耐干性、耐湿性、耐ポドゾル性、耐霜性、耐潮性、耐しん腐れ性、抗材しん部割性、耐獣性、病害抵抗性及び虫害抵抗性</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、すぎにあつては葉長、葉色、葉の曲り、葉の着生角度、雄花の多少及び雌花の花粉の多少、メタセコイアにあつては葉形、葉の大きさ、葉色、黄葉期、落葉期及びほう芽性、ひのきにあつては葉形、葉の大きさ、葉色、雄花の多少及び雌花の花粉の多少、あかまつ、くろまつ及びびりゅうきゅうまつにあつては葉長、葉色、種子の羽根の色及び種子の羽根の紋様、からまつにあつては葉長、葉色、種子の羽根の色、種子の羽根の紋様及び芽の開序期、とどまつにあつては葉長、葉色、種子の羽根の色、種子の羽根の紋様、芽の開序期及びほうりん露出度</p>